

○三芳町多目的広場施設管理要綱

平成31年3月29日

告示第57号

(目的)

第1条 この要綱は、三芳町体育施設条例（平成21年三芳町条例第25号）第2条に定める三芳町多目的広場（以下「多目的広場」という。）が、町民のスポーツ・レクリエーション活動、イベント活動等の場として利用できるようにすることを目的とする。

(利用時間)

第2条 多目的広場の利用時間については、次の表に掲げるものとする。

利用区分	ア	イ	ウ	エ
利用日				
平日	午前9時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	
土曜日、日曜日及び休日	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで

備考

休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいう。

(利用区分)

第3条 多目的広場の利用区分については、次に掲げるものとする。

- (1) A面は、多目的広場の西側とする。
- (2) B面は、多目的広場の東側とする。

(利用方法)

第4条 多目的広場を利用しようとする者は、利用する月の前月の第3木曜日開催される利用調整会において、予約を行うものとする。ただし、当該日

が休日にあたる場合は、第2木曜日とする。

2 利用調整会後において空きがある場合は、総合体育館で随時予約を行うことができるものとする。

3 多目的広場の利用許可を受けようとする者は、多目的広場利用許可申請書（別記様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用対象者）

第5条 多目的広場を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町内に住所を有している者

(2) 町内に在勤又は在学している者

(3) その他町長が認めた者

（遵守事項）

第6条 多目的広場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可された目的以外に広場を使用しないこと。

(2) 危険物等を持ち込まないこと。

(3) 町の許可なく火気の使用及び喫煙をしないこと。

(4) 乗り物又は動物（盲導犬等の介助犬は除く。）を入れないこと。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(6) 利用後は、整備及び清掃をし、ごみは持ち帰ること。

(7) その他指定管理者の指示に従うこと。

（利用の中止）

第7条 指定管理者は、この要綱による指示に従わない利用者に対しては、利用を中止させることができる。

2 指定管理者は、多目的広場の保全及び利用に著しい支障を生じたときその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、利用者に対して利用中止の措置を取ることができる。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第64号）

この告示は、令和元年8月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

多目的広場利用許可申請書

年 月 日

申請者 住所
TEL
氏名

下記のとおり多目的広場の利用を許可願いたく申請いたします。

個人・団体名	
利用日時 及び利用場所	1 年 月 日() 時～ 時(面)
	2 年 月 日() 時～ 時(面)
	3 年 月 日() 時～ 時(面)
	4 年 月 日() 時～ 時(面)
	5 年 月 日() 時～ 時(面)
利用用途	
利用人数	名
利用責任者名	
連絡先	()

----- キリトリ -----

多目的広場利用許可申請書(ご利用者控)

個人・団体名	
利用日時 及び利用場所	1 年 月 日() 時～ 時(面)
	2 年 月 日() 時～ 時(面)
	3 年 月 日() 時～ 時(面)
	4 年 月 日() 時～ 時(面)
	5 年 月 日() 時～ 時(面)
利用用途	
利用人数	名
利用責任者名	

(注)

- ・利用者は施設利用に際して、多目的広場利用ルールを遵守すること。
- ・利用取消しは、1週間前に連絡すること。
- ・その他、施設利用に際して指定管理者の指示に従うこと。

別記様式（第4条関係）